

トンネル定期点検診断業務積算資料（高知県版）における高所作業車等賃料の計上について

このことについては、下記のとおりとしましたのでお知らせします。

記

1. 高所作業車等の計上について

(1) 高所作業車等賃料の長期割引適用

直接経費における高所作業車等賃料の長期割引適用については、以下のとおりとする。

- ①作業日数の延日数が 30日未満の場合、長期割引は適用しない。
- ②作業日数の延日数が 30日以上となる場合、長期割引を適用する。

2. 適用

通知日〔令和6年8月13日〕以降の積算に適用する。